

魚津市告示第149号

魚津市不育症治療費助成事業実施要綱の一部改正について
魚津市不育症費助成事業実施要綱（令和7年1月21日魚津市告示第9号）
の一部を次のように改正する。

令和7年6月23日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 - 第5条 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 助成を受けようとする対象者は、<u>治療が終了した日から6月以内に</u>、魚津市不育症治療費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 - 第9条 (略)</p>	<p>第1条 - 第5条 (略)</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 助成を受けようとする対象者は、<u>治療が終了した日の属する年度内に</u>、魚津市不育症治療費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>第7条 - 第9条 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。